

平成28年度山口県中小企業制度融資一覧表（平成28年4月1日現在）

※1 融資利率の( )書きは、責任共有制度対象外（裏面参照）となるものに適用されます。融資期間が10年を超える資金は、借入時に10年を超える時点での金利見直しを選択できます。  
 ※2 保証料率について、責任共有制度の対象となるものは、0.34%~1.45%、対象外となるものは、0.40%~1.76%が適用されます（詳細等については裏面を参照）。  
 ※3 融資期間の( )書きは据置期間（融資期間の内数）です。

資金名		融資の対象	融資限度額(千円)	融資利率*1(年%)	保証料率*2(年%)	融資期間*3(年以内)	保証人	担保	備考			
経営基盤強化資金	① 産業活性化資金	・産業力の再生強化に資するものであり、投資効果が高く、生産性の向上に寄与すると認められる設備投資	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8) 10年超 2.2 (2.0)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 15 (2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	事前に商工会議所等の推薦が必要			
		・設備投資により生産量、受注量又は販売量等の増大を図るため ・商店街施設（商店街を構成する個店を含む）における店舗の改装や空き店舗利用のための改修等		5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3)					商店街施設に係るものについては、事前に市町長の推薦が必要			
		・産業構造の転換・高度化、人口定住促進等に資する大規模で先進的な工場の整備等 ・地域の中核となるような商業・サービス業等の大規模施設の整備等		5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.3 (2.1) 10年超 2.5 (2.3) ※保証無しの利率+0.3%					融資対象要件について事前に県の認定が必要			
	② 再生可能エネルギー導入資金	・再生可能エネルギー設備等を導入するために必要な資金	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8) 10年超 2.2 (2.0) ※保証無しの利率+0.3%	0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 20 (2年)	保証付きの場合は、原則として法人の代表者以外は不要。 保証無しの場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求	一定の要件を満たせば「地球温暖化対策施設等整備資金」（環境政策課所管）の利用が可能			
	③ 雇用創出支援資金	・雇用の増加を伴う事業計画を有し、今後6ヵ月以内に1人以上の常用労働者の増加が確実に見込まれるもの ・全体の雇用の減少を伴わずに、定年退職等の補充として、平成28年4月以降に県内の新規学卒未就職者（新卒3年以内）又は若者就職支援センター登録者等を1人以上常用労働者として雇用し、又は今後6ヵ月以内に雇用することが確実に見込まれるもの ・障害者、中高年齢者、子育て等で退職した女性、母子家庭の母又は父子家庭の父等を申込日前1年以内に常用労働者として雇用し、1年以上継続して雇用することが確実に見込まれるもの等	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8) 10年超 2.2 (2.0)					10 (2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	※平成28年4月1日以降の県内外の若年者（新規学卒者等）の雇用等が対象
												④ 新若年者雇用促進資金
	⑤ 女性活躍応援資金	・女性が働きやすい職場環境づくりのための雇用環境の改善等 ・女性の職場における活躍促進のための環境づくり等（女性活躍推進法の一般事業主行動計画の実施に伴うものに限る）	50,000 (運転 20,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	事前に中央会の推薦が必要(チケット組合以外は、商工中金、山口銀行及び西京銀行のみ取扱い)			
	⑥ 新おいでませ山口観光振興資金	・宿泊施設などの観光施設の整備拡充 ・県内の観光振興に資する事業	280,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8) 10年超 2.2 (2.0)					10 (1年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	事前に市町長又は商工会議所等又は一般社団法人山口県観光連盟の推薦が必要
⑦ 事業円滑化資金	・経営円滑化のために必要とする長期運転資金 ・工場・店舗・社屋・機械等の設備全般の新設、増設、移転等に必要とする資金	200,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.4 (2.2) 5年超 2.6 (2.4) 10年超 2.7 (2.5)	10 (1年)								原則として法人の代表者以外は不要
⑧ 組合事業資金	・事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は企業組合等が必要とする資金	250,000 (運転 50,000限度)	5年以内 2.2 (2.0) 5年超 2.3 (2.1) ※保証無しの利率+0.3%		0.34~1.76	運転 5 (6月) 設備 10 (1年)	必要					
創業・新事業展開支援資金	⑨ 創業応援資金	一般枠 【責任共有制度対象外資金】	30,000 (Aタイプ+Bタイプの限度額) I Aタイプ 10,000 (15,000*2) II Bタイプ 15,000(①、②は同額の自己資金が必要)	5年以内 1.3 [1.0] 5年超 1.4 [1.1] 【】書きは、平成27年4月1日以降に県外から移住し、県内で、創業予定又は創業後6月以内のものに限る。	すべて保証付き 0.65 (融資対象④、⑤の一部については、0.5%となる場合あり)	10 (1年)	I Aタイプ 原則として法人の代表者以外は不要 II Bタイプ 法人代表者以外は不要	不要	I Aタイプ 創業関連保証の対象であることが必要 II Bタイプ 創業等関連保証の対象であることが必要 ※認定特定創業支援事業（市町等が実施）の支援を受けた場合、※1はそれぞれ「6月以内」、融資限度額は15,000千円（※2）となる。			
		再チャレンジ枠 【責任共有制度対象外資金】	10,000 (15,000*2)	5年以内 1.7 5年超 1.8					すべて保証付き 0.65	原則として法人の代表者以外は不要	再挑戦支援保証の対象であることが必要 ※認定特定創業支援事業の支援を受けた場合	
	⑩ ベンチャー企業成長支援資金	・大学発ベンチャー企業、産業技術センター等との連携の下に新製品・技術開発を行うもの(会社) ・産学公連携の共同研究による成果を実用化するもの(会社) ・高度な技術と専門的な知識を生かして、新事業を行うもの(会社)	50,000 (運転 20,000限度)				不要 (代表者を除く)	必要に応じて徴求	事前に事業可能性評価委員会において事業化ベストプラン認定の評価等を受けることが必要			
	⑪ 新事業展開等支援資金	・中小企業新事業活動促進法の承認計画に基づき経営革新のための事業を行うもの ・農工商等連携促進法又は中小企業地域資源活用促進法の認定計画に基づき事業を行うもの ・不況業種に属する中小企業者等で、新たに多角化を図るもの ・公共工事地産地消推進モデル事業、やまぐち6次産業化・農工商連携推進事業など県産品の消費や利用を促進する事業を行うものであって、一定の要件を満たすもの ・県中小企業支援センター又は商工会議所等からビジネスプランについての推薦を受けて、新たな取組又は農工商連携や県の指定する地域資源の活用による事業展開を行うもの	100,000 (運転 50,000限度)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	運転 5 (1年) 設備 10 (2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	農業へ参入する場合、一定の要件を満たせば「農業近代化資金」（ぶちうまやまぐち推進課所管）等の利用が可能			
⑫ 海外ビジ初展開支援資金	・海外市場販路拡大等事業計画書に基づき、経済成長が著しいアジア地域等において、海外市場を開拓しその需要を取り込むためのビジネスを円滑に展開するために必要な資金	10,000	1.9 (1.7)	運転 5 (1年)								
小規模企業支援資金	⑬ 小規模企業支援資金	・小規模企業（常用雇用者数が20人（商業・サービス業の場合は5人*）以下）が必要とする資金	25,000 (セーフティ保証5号対象者は80,000)	5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)	すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	※一部業種については、別に定めあり			
	⑭ 小規模企業支援小口資金 【責任共有制度対象外資金】	・小規模企業（常用雇用者数が20人（商業・サービス業の場合は5人*）以下）が必要とする資金で、既存の保証協会の保証付融資の残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円以下となるもの	12,500	5年以内 1.7 5年超 1.8	すべて保証付き 0.40~1.76	運転 5 (6月) 設備 7 (6月)	原則として法人の代表者以外は不要	原則不要	小口零細企業保証制度対象資金 ※一部業種については、別に定めあり			
	⑮ 短期サポート資金	・商品仕入、諸決済又は賞与支給等のため、一時的に必要なとする資金	8,000 (不況業種は10,000、組合は48,000)	1.9 (1.7) ※保証無しの利率+0.3%	必要に応じて保証付き 0.34~1.76	運転 6月	保証付きの場合は、原則として法人の代表者以外は不要。 保証無しの場合は、取扱金融機関の定めるところによる。	必要に応じて徴求				
経営安定支援資金	⑯ 経営安定資金	・中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号の規定に基づき市町長の認定を受けたもの ・災害等突発的な事態の生起又は社会的、経済的環境の急激な変化により経営の安定に支障を生じているもの ・取引先の再生手続開始申立等により債権の回収が困難となっているもの ・経営の安定に著しい支障が生じている企業で商工会議所等の推薦を受けたもの	80,000		すべて保証付き 0.34~1.76	10 (2年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求※	連鎖倒産防止分は取引先が指定再生手続開始申立等事業者に指定されていることが必要 ※連鎖倒産防止分及び商工会議所推薦分は原則として担保不要			
	⑰ 経営支援特別資金	・売上げの減少等により経営の安定に支障を生じている中小企業者等が、経営の合理化等により業況回復を図るために必要な資金		5年以内 1.9 (1.7) 5年超 2.0 (1.8)			原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求				
	⑱ 経営力強化支援資金 【責任共有制度対象外資金】	・金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うものが必要とする資金	280,000		すべて保証付き 0.34~1.60	運転 5 (1年) 設備 7 (1年) (保証付き既借入金金の借り換えの場合は10 (1年))		必要に応じて徴求	経営力強化保証制度対象資金 ・責任共有制度の対象除外となる保証協会の保証付きの既借入金金を借り換える場合(既借入金金の範囲内に限る。)は、責任共有制度の対象除外			
⑲ 事業再生支援資金 【責任共有制度対象外資金】	・認定支援機関（中小企業再生支援協議会及び産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画等（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者等が必要とする資金	280,000 (組合等は480,000)	取扱金融機関所定の利率	すべて保証付き 0.65 (責任共有対象外0.85)	15 (1年)	原則として法人の代表者以外は不要	必要に応じて徴求	・事業再生計画実施関連保証制度対象資金 ・責任共有制度の対象除外となる保証協会の保証付きの既借入金金の借換えの場合(既借入金金の範囲内に限る)は責任共有制度の対象除外				